

令和3年度 税制改正要望項目

令和2年9月
金融庁



令和3年度税制改正要望における主要要望項目

1. アジアの金融ハブとしての国際金融センターの確立

- 国際金融ハブ取引に係る税制措置
- 総合取引所の活性化に資するための金融所得課税の一体化

2. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

- 第三者への事業承継に係る課税猶予措置
- 中堅・中小企業向け融資促進支援のための時限措置
- 企業再生税制の拡充（事業再生ファンドによる債権放棄の追加）
- 不動産投資法人における未収賃料の特例

3. 税制上の手続のデジタル化の推進

- NISA関連等の電子手続の簡素化
- クロスボーダー取引に係るデジタル化

4. 保険

- 生命保険料控除制度の拡充

1. アジアの金融ハブとしての 国際金融センターの確立

◆ 国際金融ハブ取引に係る税制措置 〔経済産業省が共同要望〕

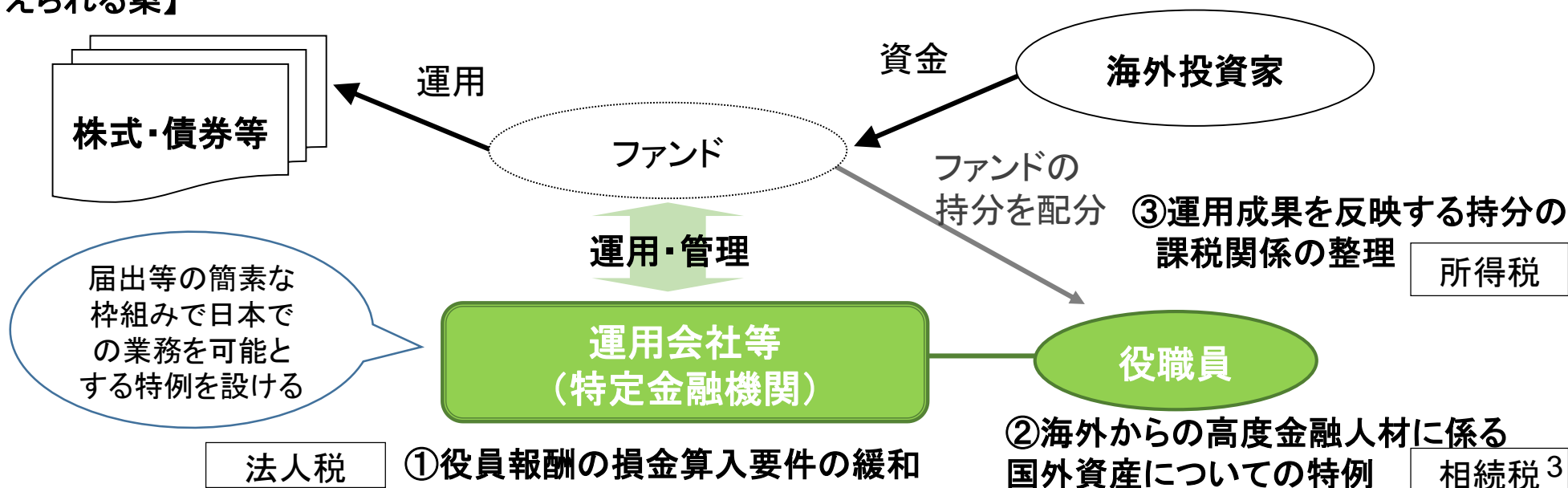
【現状及び問題点】

- 日本が国際金融センターとして確立するための強みとして、生活物価・オフィス価格の安さ、治安の良さなどが指摘されてきた一方、弱みとして、税金の高さ、英語による行政対応等の不十分さ等の指摘されてきたところ。
- 昨今の香港の情勢を受けて地政学リスクへの意識が高まったこと等により、グローバルに展開する金融機関は、ハブ機能を幾つかの拠点に分散・連携させる動きを加速させる可能性。
- これら金融事業者・高度金融人材の受け入れを加速させることが、日本をアジアの国際金融ハブとして確立するために重要。

【要望事項】

国際金融ハブ取引について、金融事業者・高度金融人材が日本に参入しやすくするための税制上の措置を講ずること。

【考えられる案】



◆ 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）〔農林水産省・経済産業省が共同要望〕

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は道半ば。

【要望事項】

証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所が2020年7月に実現したことを踏まえ、税制面でも投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。

【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離→申告分離	2016年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

現在、損益通算が認められている範囲

【令和2(2020)年度税制改正大綱(抜粋)】

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

2. 新型コロナウイルス感染症 の影響を踏まえた対応

◆ 第三者への事業承継に係る課税猶予措置

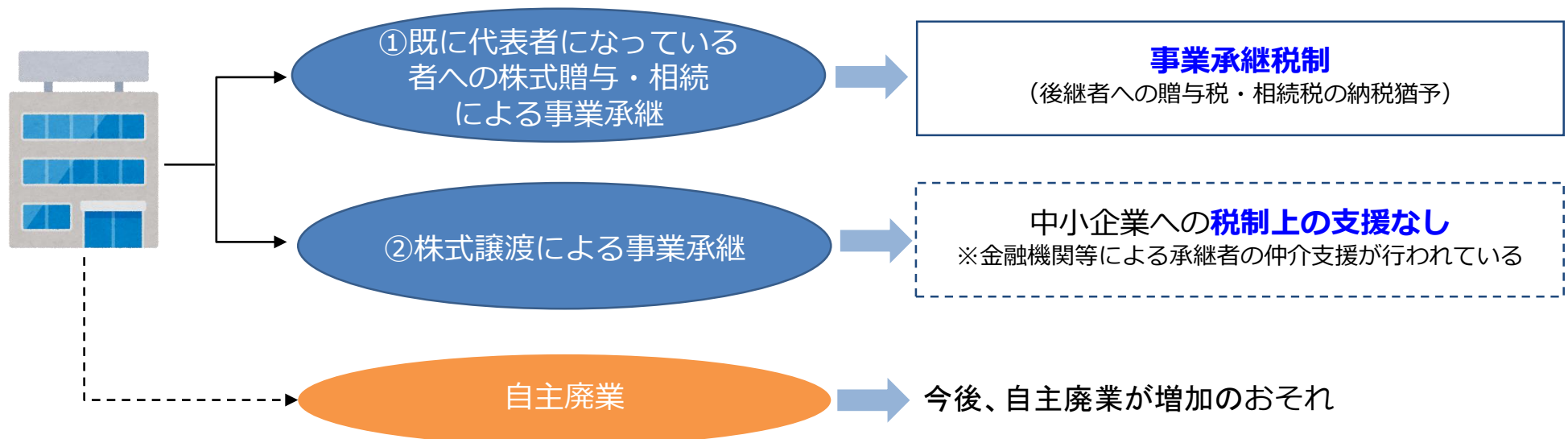
【現状及び問題点】

- 経営者の高齢化が進む現状において、中小企業の円滑な事業承継は、重要な政策課題である。
- こうした中、親族等の後継者が決まっていない場合には、金融機関等により承継先の仲介支援が行われている。
- しかしながら、第三者への株式譲渡による事業承継については、創業利益が一括で株式譲渡課税(20%)されるため、承継の障害となっているとの指摘がある。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により自主廃業を迫られる中小企業も少なくないと考えられ、早急な対応が必要。

【要望事項】

第三者への事業承継について、譲渡益課税を猶予する措置を講じること。

【中小企業の事業承継】



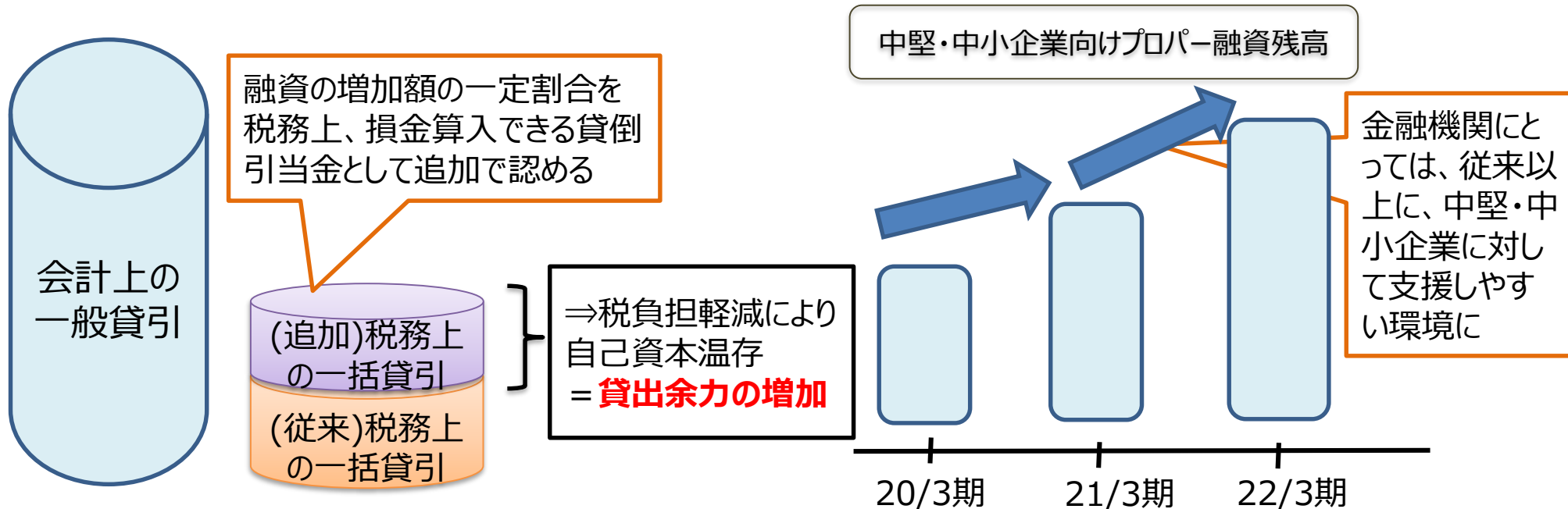
◆ 中堅・中小企業向け融資促進支援のための時限措置

【現状及び問題点】

- コロナ禍の影響が長引く中、資金繰りを含めた金融機関による事業者支援の必要性が増大。特に、制度融資ではカバーしきれない部分(プロパー融資)で金融機関に期待される役割は一層大きくなる。
- こうした中、金融機関が融資で積極的に新たなリスクを取ったとしても、税務上損金と認められる貸倒引当金は機械的に算出された低い水準に抑えられ、金融機関に税負担が生じることで貸出余力が損なわれうる。
- このため、金融機関が期待される役割を果たし続けるためには、リスクを負っても、貸出余力が損なわれないよう支援していくことが必要。

【要望事項】

中堅・中小企業向けプロパー融資の前年度比増加額の一定割合について、損金として認められる税制特例を創設すること。



◆ 企業再生税制の拡充(事業再生ファンドによる債権放棄の追加) [内閣府・中小企業庁が共同要望]

【現状及び問題点】

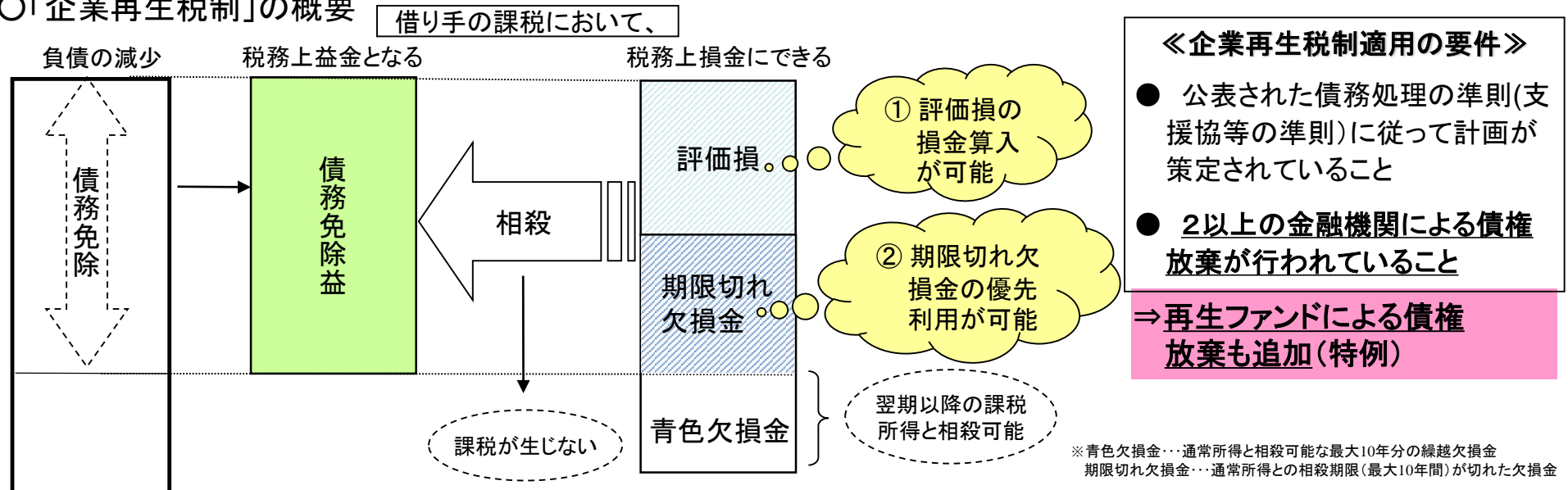
- 再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合には、再生企業の「債務免除益」に対する課税が再生を妨げることはないよう「企業再生税制」が措置。
- ただし、同措置の適用は、**2以上の金融機関による債権放棄**が行われている場合等に限定。
- 現行、中小企業の再生については、事業再生ファンドが金融機関から債権を取得し、これを放棄することが考えられるが、企業再生税制の適用はない。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中小企業の経営が急速に悪化していくことが見込まれることから、中小企業の再生に向けた支援を促進する必要。

【要望事項】

一定の事業再生ファンド(金融庁長官及び経済産業大臣による指定)の債権放棄について企業再生税制を認める特例措置を復活させること。

注:金融円滑化法の終了を踏まえ、平成25(2013)年度税制改正で事業再生ファンドの債権放棄についても企業再生税制の適用が認められた(2019年3月末まで)。

○「企業再生税制」の概要



◆ 不動産投資法人における未収賃料の特例 〔国土交通省が共同要望〕

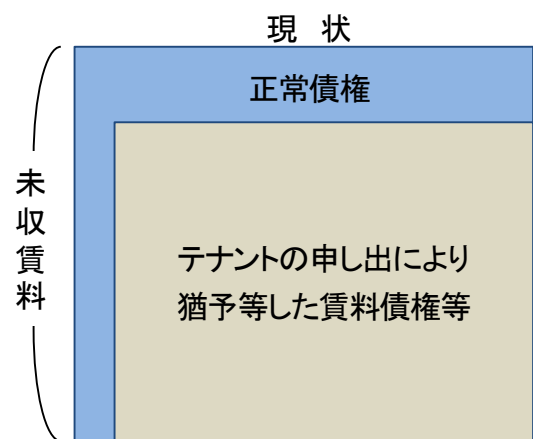
【現状及び問題点】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、国土交通省から不動産賃貸業者に賃料の支払いの猶予等柔軟な措置の実施を検討するよう要請を発出。金融庁においても、不動産投資法人に同様の対応を実施。不動産投資法人において支払いの猶予等が行われているところ。
- しかしながら、不動産投資法人においては、利益の90%超を配当することが求められており、猶予で現金収入が減少し、導管性要件(利益の90%超を配当)が破綻のおそれ。

【要望事項】

一定の未収賃料について、①導管性要件の判定式から除外すること。また②一定期間にわたる調整措置を設けること。

【具体的な考え方】



- ① 導管性要件の判定式から、一定の未収賃料を除外すること。

$$\text{導管性判定式: } \frac{\text{配当総額}}{\text{税引前利益} - \text{未収賃料調整額}} > 90\%$$

- ② 一定の未収賃料について、一定期間にわたる調整措置を設けること。

3. 税制上の手続の デジタル化の推進

◆ 税制上の手続のデジタル化の推進 (NISA・クロスボーダー取引関連)

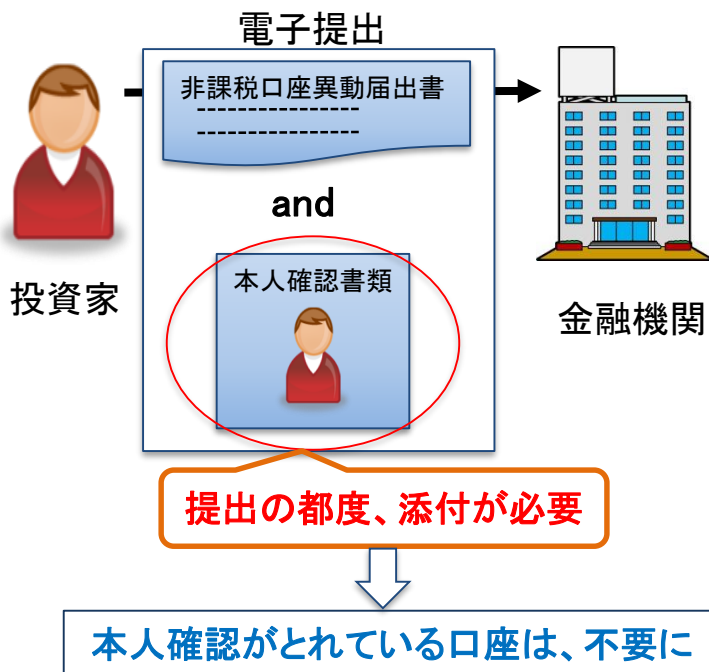
【現状と問題点】

- 今回の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、特に行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れが指摘されているところ、税制上の手続についても、以下のとおりデジタル化は不十分。
 - ・ NISAの手続等(一般NISAからつみたてNISAへの変更届等)については、既に本人確認が行われているにもかかわらず、電子的な送信の都度、本人確認書類を併せて送付する必要。
 - ・ 国債等の非課税適用申告書の提出について、海外の投資家が本邦金融機関を通じて税務署に提出する場合、国際郵便等により書面で提出する必要。

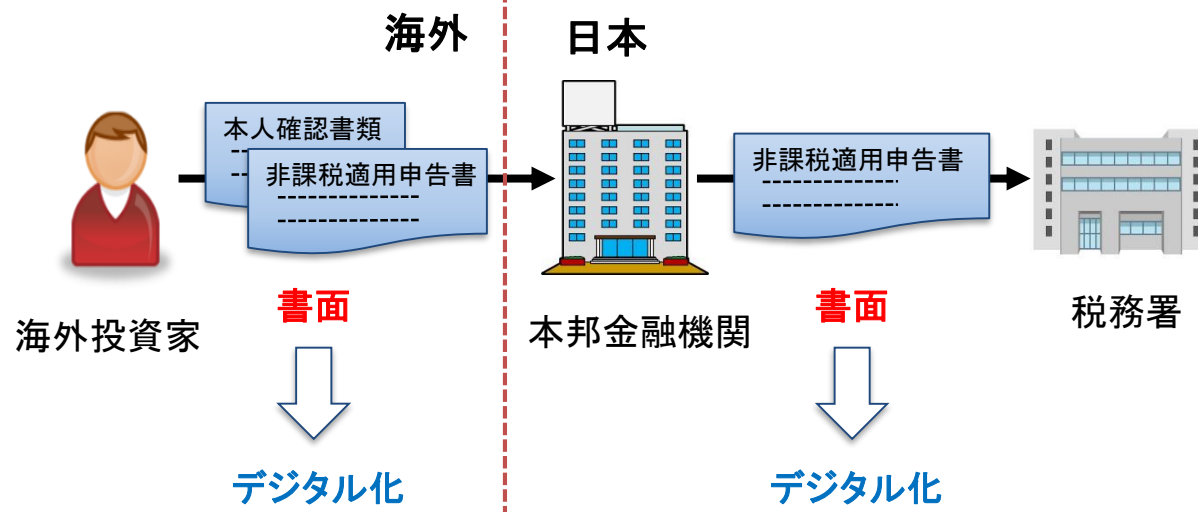
【要望事項】

NISAやクロスボーダー取引等に係る税制上の手続について、更なるデジタル化の推進を図ること

【NISA関連等の電子手続の簡素化】



【クロスボーダー取引に係るデジタル化】



4. 保険

◆ 生命保険料控除制度の拡充

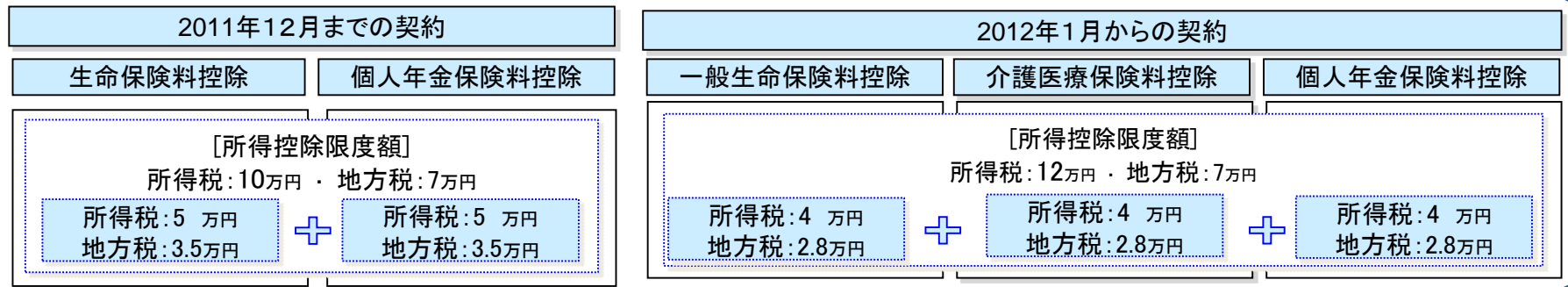
【現状及び問題点】

- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能。
- 個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進するため、生命保険料控除制度を拡充していくことが必要。

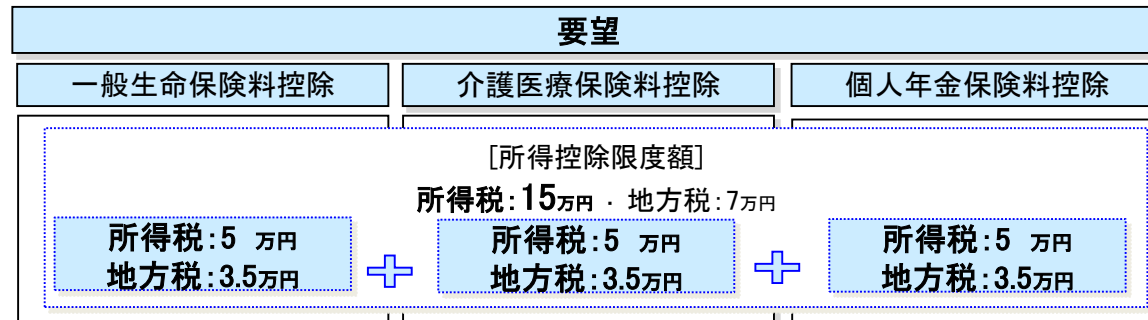
【要望事項】

所得税法上及び地方税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を5万円及び3.5万円とすること、また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を15万円とすること。

現
行
制
度



要
望
す
る
制
度



〔その他の要望項目〕 ◆は日切れ関連

- ◆ 店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化
- ◆ クロスボーダーの債券現先取引(レポ取引)に係る非課税措置の恒久化〔財務省と共同要望〕
- ◆ 破綻金融機関・保険会社等から協定銀行が不動産を取得した場合の非課税措置の延長〔財務省と共同要望〕
- ◆ 東日本大震災関連の印紙税非課税措置の延長〔農林水産省及び厚生労働省と共同要望〕
- ◆ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長〔文部科学省主担〕
- ◆ 結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長〔内閣府主担〕
- ◆ リート及び特定目的会社に係る登録免許税及び不動産取得税の特例措置の延長等〔国土交通省主担〕
- ◆ 土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置の延長〔国土交通省主担〕
- ◇ 特定口座の利便性向上
- ◇ 上場株式等の相続税評価方法の見直し
- ◇ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- ◇ 保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持
- ◇ 過大支払利子税制における保険負債利子の取扱いに係る所要の措置等
- ◇ 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入等における所要の措置
- ◇ LIBOR公表停止に伴う所要の措置